

① 件名
防災ラジオの販売について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 災害からの避難等を市民に周知する手段として、防災行政無線（屋外スピーカー）を整備しているが、大雨の際や気密性の高い住宅においては聞こえないことがあることや、音声が建物に反響して聞き取りづらい時がある。そのため、室内においても災害等の情報を取得可能にすることにより、安全を確保する必要があることから、平成27年3月から防災ラジオの販売を開始した。</p> <p>【目的】 平成27年3月から、災害から市民の安全をより一層確保するため、防災行政無線の補完として防災ラジオの販売を進めてきたが、戸別受信機の設置してある世帯や2台目以降の購入を求める世帯等についても購入しやすいように販売金額の見直しを行い、より一層の市民等の安全・安心を推進する。</p>
③ 拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none">1 災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）2 防災基本条例第21条（市がとるべき災害時の措置） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <ol style="list-style-type: none">1 石巻市震災復興基本計画 施策大綱1「みんなで築く災害に強いまちづくり」、第3章「施策の展開」、 1 新たな防災体制の構築、(2)情報伝達手段の整備、防災行政無線等の強化2 石巻市地域防災計画共通編 第2章「災害事前対策」、第5節「情報収集伝達体制の整備」、 第2市民への通信体制の整備と周知、2 情報伝達手段の確保、(3)防災ラジオの活用
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成23年 防災行政無線の難聴対策として整備検討。 平成27年3月 防災ラジオ販売開始

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 販売価格の見直し 個別受信機の設置してある世帯や2台目以降の購入を求める世帯から費用の負担軽減を求める意見が多いことから、さらなる安全・安心の普及のため、販売価格の見直し等を行うもの。</p> <p>(1) 販売価格の変更 販売価格を、1台につき1,000円とする。 ※見直し前の販売価格は、次のとおり。 ①戸別受信機の設置されていない世帯の1台目は1,000円 ②戸別受信機の設置されていない世帯の2台目以降は1台につき5,000円 ③戸別受信機の設置されている世帯は1台につき5,000円 ④事務所・事業所用は1台につき5,000円</p> <p>(2) 販売対象者の拡大 単身による赴任等により、本市での住民基本台帳の登録がないが、本市での居住する場所がある者等も販売対象者へ含める。</p> <p>(3) 既購入者に対する差額の返還 既に2台目以降を1台当たり5,000円で購入した者に対して、差額の返還を行う。</p> <p>2 改正する日 平成28年8月1日</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>1 財源 防災ラジオ製造に関する委託は、平成27年度予算（震災復興基金）により完了。</p> <p>2 影響 返還予定金額：4,000円×196件 = 784,000円 （還付予定件数196件、うち個人41件・事業所155件）</p> <p>3 効果 防災ラジオの普及促進が行われることで、災害からの迅速な避難行動が可能となり、市民の生命と財産を守る。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>1 県内の事例 塩釜市 避難行動要支援者台帳登録世帯に無償配付</p> <p>2 県外の事例 岩手県一関市 全世帯へ無償配付（コミュニティFM聴取用）</p> <p>3 自己負担金1,000円で実施する他自治体 静岡県富士市、静岡県三島市、香川県高松市、徳島県藍住町など</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年8月 1日 市報に「販売価格見直し」についての記事を掲載 平成28年8月15日 「防災ラジオについて」のチラシを全戸配付 平成28年8月 ラジオ石巻での販売価格見直しに関する告知放送</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>平成29年3月までに、渡波・稲井・桃生へのFM中継局の新設により受信障害対策（難聴対策）を行う。</p>